

内閣参質八〇第五一号

昭和五十二年六月二十八日

内閣総理大臣 福田 赳 夫

参議院議長 河野 謙 三 殿

参議院議員秦豊君提出成田空港の強行開港をめぐる諸問題に関する質問に対し、別紙答弁書を
送付する。

参議院議員秦豊君提出成田空港の強行開港をめぐる諸問題に関する質問に対する答

弁書

一について

(1) 新東京国際空港公団の昭和五十一年度の決算については、同公団において現在手続中である。

なお、新東京国際空港公団の昭和五十年年度の決算における欠損金等の額は、次のとおりである。

イ 欠損金(単年度)

約六億七千四百万円

ロ 累積欠損金

約二十五億一千五百万円

ハ 長期負債に係る債務残高

約一千五百九十五億二千八百万円

(2) 国鉄の昭和五十一年度の決算は、現時点においては、完結していない。

なお、昭和五十一年度政府関係機関補正予算の編成時における国鉄の同年度に係る欠損金等の予定額は、次のとおりである。

イ 一般勘定における欠損金(単年度) 約七千八百十五億円

ロ 繰越欠損金

(イ) 一般勘定 約八千四百十七億円

(ロ) 特定債務整理特別勘定 約二兆五千四百四億円

ハ 長期負債に係る債務残高

(イ) 一般勘定 約五兆五千七十一億円

(ロ) 特定債務整理特別勘定 約二兆五千四百四億円

(3) 近年めざましい増大を示している航空輸送需用に应付するための増便等に対処し得なくなつ

ている東京国際空港（以下「羽田空港」という。）の現状及び資金の投資効果の観点からみて、新東京国際空港（以下「新空港」という。）は早急に開港させる必要がある。また、国鉄は依然として国内の基幹的交通機関としての役割を果たしているが、今後もこのような重要な役割を十分に果たし、国民の期待にこたえていくためには、早急に国鉄の再建を図ることが必要である。これらのいずれも、ともに重要な課題であると考えている。

(4) 国鉄の再建については、一昨年末の閣議了解「日本国有鉄道再建対策要綱」及び本年一月の閣議了解によるその一部修正に基づき、諸般の施策を鋭意推進しているところであり、さきの国会に運賃決定方式の弾力化、投資対象事業範囲の拡大等を内容とする「国有鉄道運賃法及び日本国有鉄道法の一部を改正する法律案」を提出したほか、本年度予算の編成に当たっては国鉄に対する助成を強化し、総額四千四百五十七億円もの助成措置を講じたところである。

二について

羽田空港においては、航空交通のふくそう緩和を図りその安全を確保するため、その処理能力を超えないよう便数制限を行う等の措置を講じているところであり、航空関係法令に違背して運用されている事実はない。なお、羽田空港は右のような事情から航空輸送需要の増大に対応した増便、外国からの新規乗り入れ要請等を受け入れ難い状況にあり、新空港の開港を早急に推進する必要がある。

三について

新空港開港後における羽田空港への国際線の乗り入れについては、「中華航空公司(台湾)」を除き原則として認めない方向で検討中である。

また、空港整備のための空港の体系の在り方については、羽田空港の位置付けを含め、現在検討中である。

なお、外国航空機の本邦への乗り入れについては、航空法第八章の定めるところに従つて所要の手續を必要とするものである。

四について

新空港の開港については、年内開港をめざし、地元等の協力を得て円滑に実現できるように努力しているところである。

また、新空港の安全な運用については万全を期すこととしているので、御指摘のような事態が発生するとは考えていない。